

# 大学病院診療情報管理士連絡会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大学病院診療情報管理士連絡会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を下記におく。

大阪大学医学部附属病院 医療情報部

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15

電話：06-6879-5900

(目的)

第3条 本会は、大学病院における診療情報管理に関する連携と標準化を図り、診療情報管理士の地位確立とスキル向上に努め、医学教育における診療記録の標準化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的のため、次の事業を行う。

### (1) 情報交換会の開催

診療情報管理は、診療記録管理・がん登録・DPC等、幅広い分野の業務である。その業務内容の標準化の一助となるよう、各会員が所属する機関の違いを越え、多様な意見交換を行う会を開催することで、業務レベルの標準化・質向上を支援する。

### (2) メーリングリストによる意見・情報交換

診療情報管理業務においては、早急な判断が求められることも少なくない。本会では、メーリングリストを有効利用することで、各会員相互が円滑に情報交換を行うことを可能にし、スムーズな診療情報管理業務遂行を支援する。

### (3) その他目的達成に必要な事業

前1号で述べたように診療情報管理分野は幅広く、また大きな変革の時期でもある。本会は前1号及び2号で述べた事業にのみ専念するのではなく、本会の目的に必要な新たな事業を行うことを妨げない。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会への入会資格は原則、大学病院において勤務する診療情報管理士とする。なお、診療情報管理士資格を有しない者についても、大学病院において診療情報管理に携わる者であれば入会できるものとする。

(退会)

第6条 本会から退会しようとする者は事務局へ連絡することとする。

(除名)

第7条 会員が本会の趣旨に反する行為をしたときは、役員会の議決により除名すること

ができる。

(会費)

第8条 年会費は徴収しない。但し、連絡会開催等で必要に応じて実費用が生じた場合は、必要に応じて参加費等を徴収できるものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 各地区に若干名

(選出)

第10条 役員は、会員の中から選出、総会において承認し、会長が委嘱する。

- 2 会長は会員の投票により会員の中より選出する。
- 3 副会長は会長が幹事の中から指名する。
- 4 幹事は会長が会員の中から指名する。

(任期)

第11条 役員の任期は4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。

役員が任期途中において本会の会員資格を失った時は、会長が代理の者を指名し、役員会の承認を得ることとする。欠員または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任務)

第12条 会長は会務を総理し本会を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、または不在のとき、副会長がその代理をつとめる。
- 3 幹事は各地区において会長の旨を受け会務を処理するとともに、各種事業に必要な事務を行う。

(顧問)

第13条 本会に第3条の適切なる運営のために、顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

### 第4章 運営

(会議)

第14条 本会に、次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が召集する。但し、役員会が必要と認めた場合、又は会員の過半数が開催の必要を認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の事項を議決するものとする。

- (1) 役員を選出に関する事項
- (2) 規定の改正に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) その他重要な事項

2 総会の議決は出席者の承認とするが、最終承認は後日メーリングにて行う。意義の申し立てが会員の10分の1を超えた場合は、再審議とする。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、幹事によって構成し、次の各号の場合には、会長は、役員会を招集しなければならない。

- (1) 会長の召集
- (2) もしくは幹事の3分の1以上から要請があったとき

2 役員会においては、総会において審議を行う議題等について討議を行うことができる。役員会の議決は出席者の多数決による。

(事務局)

第18条 第2条の事務局は役員会で協議の上、決定した施設に置く。

- 2 事務局は各地区幹事とともに、会務の遂行に必要な事務ならびに本会の財務を行う。
- 3 本会の事業遂行に要する経費は、事務局が管理を行う。

(雑則)

第18条 本会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

## 附則

1. 幹事選出において、地区振り分けは以下の通りとする。

- (1) 北海道地区・東北地区 : 北海道、青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島
- (2) 関東地区 : 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、東京
- (3) 北陸・中部・東海地区 : 新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重
- (4) 近畿地区 : 滋賀、京都、奈良、大阪、和歌山、兵庫
- (5) 中国・四国地区 : 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、香川、高知
- (6) 九州・沖縄地区 : 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 本規約は平成20年 9月31日より施行する。

平成21年 2月 1日一部改定

平成22年10月19日一部改定